

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	2. ダビング 10 について
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	テレビ放送の録画について、2008 年までは「コピーを 1 回しか認めない(しかも失敗してもやり直しを認めない)」(いわゆる「コピーワンス」) という方式がとられ、現在でも「ダビング 10」という方式がとられております。著作権侵害を危惧するのはもっともですが、それなら、「コピー・ムーブの失敗はカウントしない(やり直しを認める)」ことにしていただきたいものです。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	